

スポーツおよび文化・芸術分野における表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民または鯖江市内の小学校もしくは中学校を卒業し、市外に在住する者（以下「市民等」という。）で、スポーツ活動または文化活動における世界規模の大会等において上位の成績もしくは賞を獲得した者および全国規模の大会等において優勝もしくは最上位の賞を獲得した者を表彰することにより、その功績をたたえ、もってスポーツ、文化および芸術の振興に寄与することを目的とする。

(表彰の内容)

第2条 この要綱による表彰は、次の各号に掲げる賞を授与することにより行う。

- (1) スポーツ栄誉賞
- (2) 文化・芸術栄誉賞
- (3) 市民スポーツ大賞
- (4) 市民文化・芸術大賞

(表彰の基準)

第3条 この要綱による表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ栄誉賞

オリンピック、パラリンピックまたは世界選手権大会において、個人または団体で入賞した市民等

- (2) 文化・芸術栄誉賞

文化活動における世界規模の大会において、個人または団体で上位の成績もしくは賞を獲得した市民等

- (3) 市民スポーツ大賞

公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体が主催する全国規模の大会において、個人または団体で優勝した市民等

- (4) 市民文化・芸術大賞

文化活動における全国規模の大会において、個人または団体で優勝もしくは最上位の賞を獲得した市民等

2 前項に定めるもののほか、この表彰に値すると認められた市民等に対して、前項に準じた賞を授与することができる。

(表彰の手続)

第4条 第2条第3号および第4号に規定する賞は、前条に該当する市民等のうち各種連

盟等が様式により推薦した者から、市が選考のうえ、決定する。ただし、その活躍が明らかな場合であって、市長が認める者はこの限りでない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長がその都度賞状および記念品を授与することにより行う。ただし、漆器製の賞状等の賞状と記念品を兼ねるものを授与することもできるものとする。

(表彰の取消し)

第6条 市長は、この要綱により賞を授与した者がその後著しくこの賞の品格を汚す行為をしたときは、当該表彰を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

様式

表彰内申書

ふりがな			
氏名 または 団体名 (代表者名)			
住所		職業	
生年月日		勤務先 または 学校名	
卒業学校名 および 卒業年月日			
功績 (大会名等)			
功績の日	年 月 日		
(功績内容)			

上記のとおり内申いたします。

年 月 日

推薦団体名

鯖江市長 殿